

令和四年六月二十一日受領
答弁第一二二一号

内閣衆質二〇八第一二二号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員櫻井周君提出ロシアに対する「八項目の協力プラン」への予算措置に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出ロシアに対する「八項目の協力プラン」への予算措置に関する質問に対する

答弁書

一について

現下のウクライナ情勢を踏まえれば、我が国とロシアとの関係をこれまでどおりにしていくことはできず、御指摘の「八項目の協力プラン」を含むロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせることを基本としている。その上で、当該事業に係る令和四年度の予算については、ロシアからの撤退を含めた難しい判断を迫られる我が国企業に対する情報提供などの事業に係るものに限って執行していることから、現時点において、必ずしも、御指摘のように「予算計上を維持することは、ロシアと国際社会に対して誤ったメッセージを送ることになりかねない」とは考えていない。

二について

お尋ねの「八項目の協力プラン」に係る予算を「削除」すべきか否かについては、同予算の中で、撤退を含めた難しい判断を迫られる我が国企業に対する情報提供などの事業に係る予算の執行を進めているところであり、また、当該事業以外の事業に係る予算の執行を今後の事態の動向や国際的議論を踏まえて適

切に検討していく考えであるため、現時点において判断することは困難である。